



お知らせ

令和元年10月25日

報道解禁：①10月28日 16時00分以降

②11月 5日 16時00分以降

資料提供先

三次記者クラブ

適正な車両の通行に向けて

～【第3回・第4回】一般国道54号で特殊車両の指導取締を実施します～

三次河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、広島県警と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。この度、3回目及び4回目の指導取締を以下のとおり実施しますのでお知らせします。

- 実施日時： ①令和元年10月28日（月） 14:00～16:00（3回目）
及び場所 一般国道54号上り 三次市下志和地町地内（別紙－1 参照）
②令和元年11月5日（火） 14:00～16:00（4回目）
一般国道54号下り 安芸高田市八千代町上根地内（別紙－2 参照）
（雨天等により指導取締を中止する場合があります。）
- 協力機関： ①広島県警 三次警察署
②広島県警 安芸高田警察署
- 留意事項： 報道解禁は①、②各日の指導取締終了時刻16:00としますので、ご協力をお願いします。
雨天等により中止することがありますが、改めて記者発表は行いませんのでご了承ください。
当日の取材は現地に対応します。取材を希望される場合は、事前に下記担当（堂田）までご連絡ください。

これまでの指導取締実施状況



車両長さ計測状況



車両幅計測状況

路線	取締場所		取締台数	違反台数
国道54号	三次市下志和地町、 安芸高田市八千代町上根	前回（9月10日）	1	0
		累計（2回）	2	0

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

副所長（道路担当）

鎌田 裕介

【担当】道路管理課長

堂田 忠

【広報担当】調査設計課長

伊藤 法政

電話番号 0824-63-4121（代表）

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/>

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910へ

※ 1 取締箇所位置図（①令和元年10月28日（月）14:00～16:00）



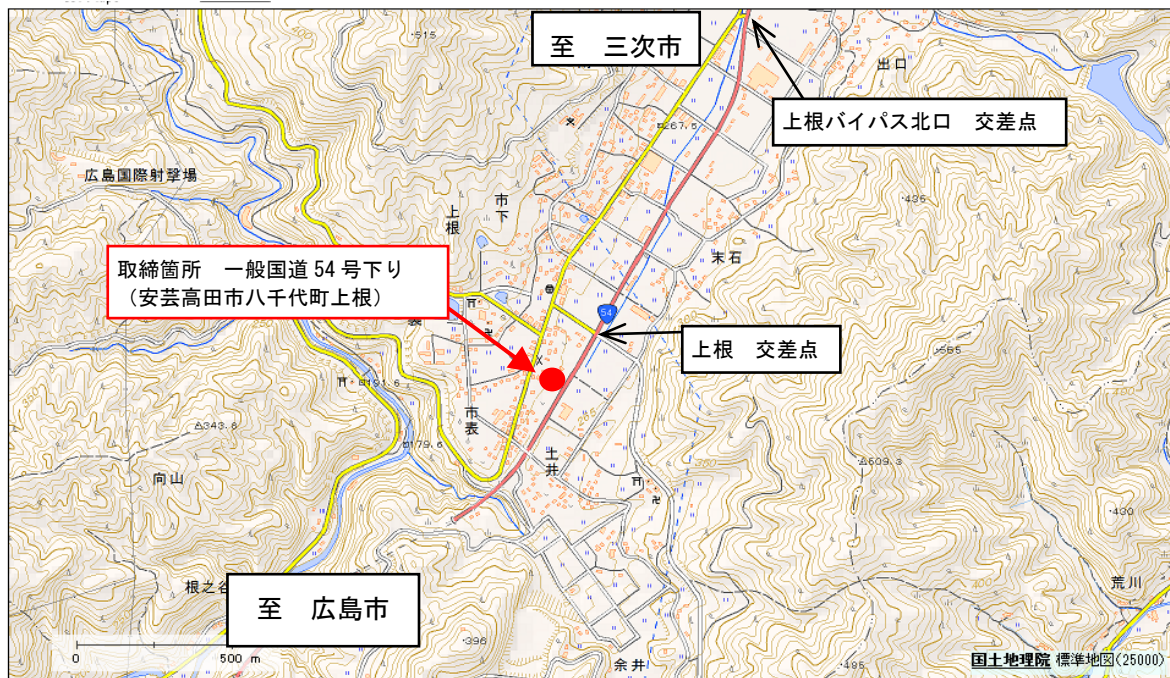
※ 2 取締箇所詳細図



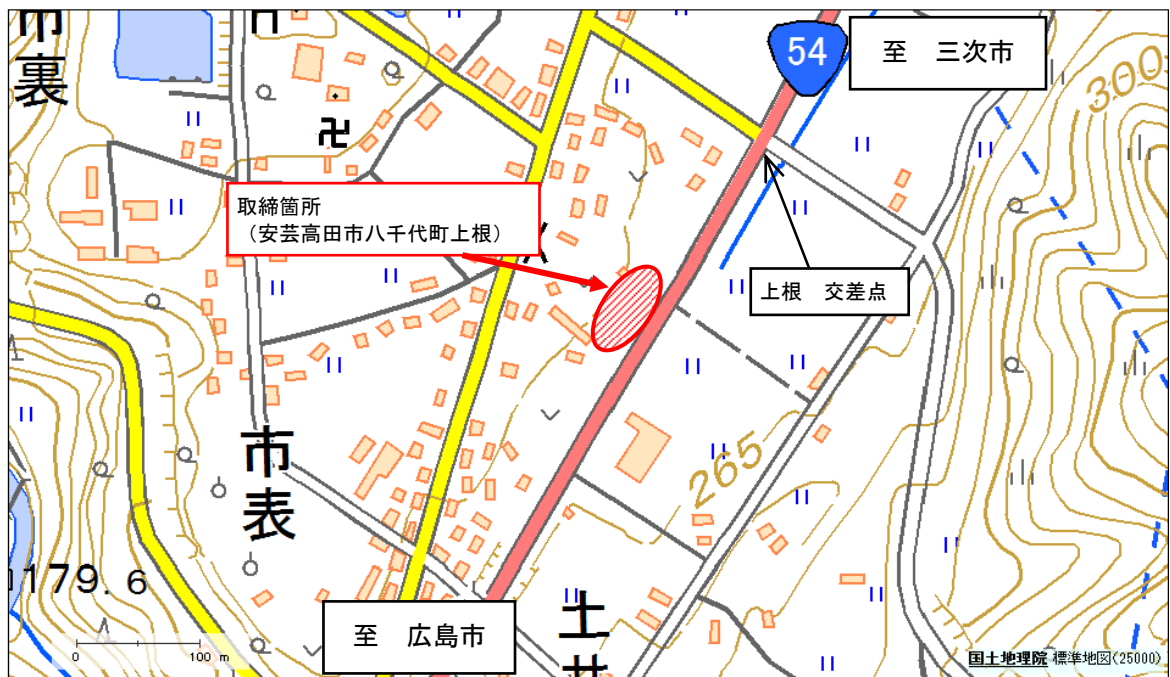
国土地理院標準地図データ

<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do>を元に三次河川国道事務所加工

※ 1 取締箇所位置図 (②令和元年11月5日 (火) 14:00～16:00)



※ 2 取締箇所詳細図



国土地理院標準地図データ

<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do>を元に三次河川国道事務所加工

○取締結果及び状況

令和元年度 三次河川国道事務所管内の取締結果

実施日	路線	取締場所	取締台数	違反台数
令和元年7月8日	国道54号	三次市下志和地町	1	0
令和元年9月10日	国道54号	安芸高田市八千代町上根	1	0

取締状況・・・車輛の検測(車長、車幅、車高)

国道54号上り(三次市下志和地町地内)



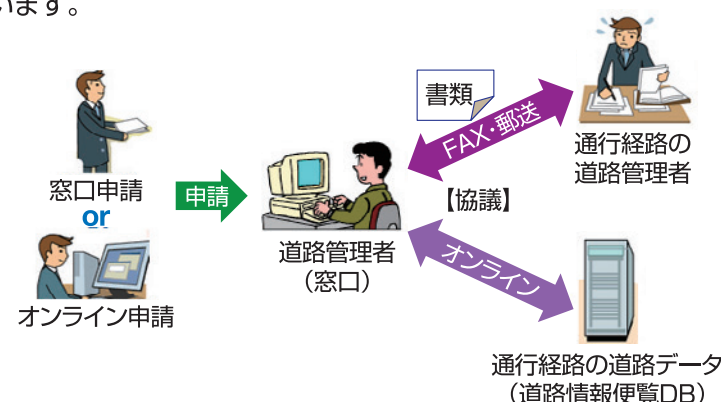
国道54号下り(安芸高田市八千代町上根地内)



※掲載の車両写真は、取締の状況写真であり、違反車両の写真ではありません。

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
- 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!

申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

中国地方整備局【特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ】

機 関 名	住 所	電 話 番 号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係情報サイト

提 供 内 容	提供者	U R L
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html
全 国 の 道 路 規 制 情 報	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html
各 県 ・ 政 令 市 等 の 窓 口	特車運用事務局	http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html

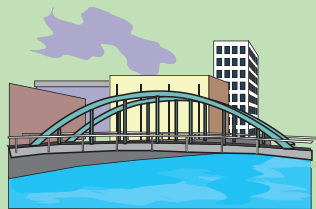
荷主・運送関係の皆様へ 大型車両の 適正な通行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



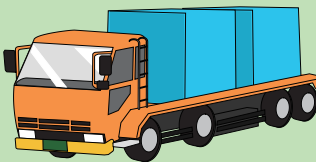
特殊車両の通行による道路への影響



道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



車両 社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

超重量車両が
及ぼす
橋への負担

橋への負担は
制限(10t)以下の車両で
9台分以上!!!

軸重が制限(10t)の
2割超過(12t)

仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

超重量車両が及ぼす
橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。



「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (車両制限令等)	道路運送車両の保安基準 (参考)	道路交通法 (参考)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超過します。	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタとトレーラは別扱いとなります。 (それぞれが12mまで)	規定なし ただし、他の車両を牽引する場合は25m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物はのみ出しは不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積載量を 超えて積載してはならない (過積載)
軸重(※)	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし

↑ どれか1つでも越える車両は、
「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるもののいい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

特殊車両に該当する車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、軸距等は運搬する重量によって異なります。

トラッククレーン

※一次分解が必要になる場合があります。
車検証に記載された重量で走行しなければなりません。

バン型セミトレーラ

タンク型セミトレーラ

幌枠型セミトレーラ

コンテナ用セミトレーラ

自動車運搬用セミトレーラ

フルトレーラ

あおり型セミトレーラ

スタンション型セミトレーラ

船底型セミトレーラ タイプ1

船底型セミトレーラ タイプ2

海上コンテナ用セミトレーラ

重量物運搬用セミトレーラ

ボールトレーラ

誘導車の適切な配備をお願いします。

審査の結果、道路管理者が通行することがやむをえないと認めるときには、通行に必要な条件を附して許可します。この条件を通行条件といいます。通行条件には次のようなものがあります。

誘導車は、カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や橋梁などの構造物の保全などのために配置するものです。

区分記号	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	

※その他、通行時間帯の指定がある場合も遵守が必要です。

違反内容

①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地(昼夜実施)

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を送付します。

違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には特車通行許可の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、100万円以下の罰金が科せられます(道路法第104条第1号)。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は即時告発を行います。

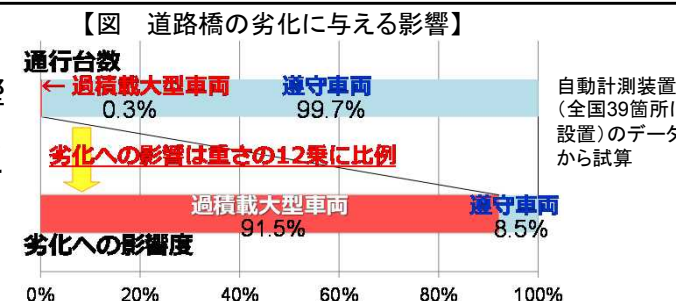
荷主、運送事業者のみならずにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。※車両総重量20tを超える違反車両

⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値（国管理道路は最大27t）を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発（レッドカード）の対象とします。（基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による）

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t

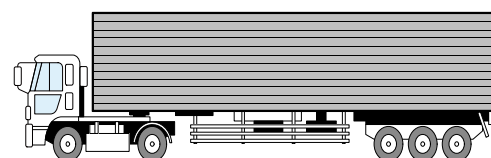
27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合であっても、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条（無許可）により、100万円以下の罰金等